

岡山県タイ向け観光パンフレット制作業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、岡山県タイ向け観光パンフレット制作業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

1 業務名

岡山県タイ向け観光パンフレット制作業務

2 目的

現行のタイ向けパンフレットは、2016年に制作したものをベースに内容を改訂しながら増刷してきたが、すでに10年近く経過し、デザインや紹介コンテンツを見直す必要が生じていることから、新たにパンフレットを作成する。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで

4 業務概要

- (1) 岡山県タイ向け観光パンフレット（以下「パンフレット」という。）に係る企画、アイデア、取材、撮影、文案作成、デザイン及びレイアウト等パンフレット作成に係る作業一式
- (2) パンフレットの印刷用電子データの作成

5 パンフレットの内容

- (1) 言語はタイ語とする。
- (2) タイ語への翻訳については、機械翻訳は行わず、日本語特有の表現や日本語解説文をタイ語に直訳しただけの単純翻訳ではなく、タイ人旅行者にとって内容が理解しやすく、興味、関心を引く内容となるよう工夫すること。また、文字の視認性や改行位置等タイ語の特徴を理解し、確認ができる日タイバイリンガルの翻訳者及びタイ語ネイティブの校正者を起用すること。
- (3) 紹介するコンテンツは、タイ人旅行者の嗜好を踏まえたものとする。
- (4) 単なるコンテンツ紹介にとどまらない、本県全体の魅力を伝えるものとするとともに、モデルコースの提示等により、本県内での周遊及び滞在時間の延長を企図した内容とする。
- (5) インパクトの強い魅力的な画像を使用するとともに、構成、レイアウト等に工夫を凝らし、読んで楽しく、理解しやすいものとする。
- (6) ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- (7) 各コンテンツの位置や距離関係が分かりやすい地図を掲載すること。

- (8) 詳細情報へリンクする二次元コードを付す等、利用者がオンラインで情報収集するに当たっての利便性にも配慮すること。

6 仕様等

規格：A4版 20ページ 両面印刷 両面フルカラー

7 留意事項

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、受託者決定後、本県及び本県PRタイデスクとの協議により決定するものであること。
- (2) 使用する画像等に係る許諾処理は、原則受託者において行うこととし、画像の使用料等を含む、本業務に係る経費一式が委託料に含まれること。
- (3) 本県が著作権を保有する画像等については、提供が可能である。
- (4) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を本県に譲渡すること。
- (5) 成果品の所有権は、受託者が本県に当該成果品を引き渡した時点をもって、本県に移転するものとする。
- (6) 成果品は本県が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。
- (7) 受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 校正作業は、本県が校了と判断するまで行うものとする。
- (10) この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

8 委託限度額

1,595,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

9 成果物及び納品

- (1) 成果物
 - ・パンフレットの電子データ 一式
（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ）
 - ・パンフレット掲載の写真、テキスト等データ
- (2) 納品場所
岡山県産業労働部観光課（岡山市北区内山下2-4-6）

(3) 納入期限

令和7年8月29日(金)

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。また、進捗状況を随時報告すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事実又は個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため必要な措置を講じること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、本県と受託者が協議の上決定する。